

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」
市町村アンケート調査票（案）

◆調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

貴自治体名	都道 府県	区市 町村
部署名	部	課 係
電話番号	— —	(内線：)

I. 昭和 23 年～63 年の集団予防接種等の実施実態

- ここでは、昭和 63 年度、44 年度、34 年度、29 年度、24 年度の各年度（及びその前年度（昭和 44 年度は当該年度のみ））における貴市町村における予防接種の実施実態を伺います。
- 本調査においては、予防接種に関連した国からの通知等の発出された時期を踏まえ、概ね 10 年を目安に 6 時点の状況を把握することとしています。なお、昭和 44 年度については概ね 10 年ごとの経年変化の比較対象として設定しています。

時期	国からの通知等	本調査における調査対象期間
昭和 23 年 7 月	予防接種法（昭和23年法律第68号）施行	昭和24年度 及びその前年度
昭和 23 年 11 月	厚生省告示第95号 ○ 痘そう：種痘針の消毒は必ず受痘者一人ごとに行わなければならない。 ○ シフテリア、腸チフス、パラチフス、発しんチフス、コレラ：注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。	
昭和 24 年 10 月	厚生省告示第231号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種 ：注射針は注射を受ける者一人ごとに固く絞ったアルコール綿でよく拂しよくし一本の注射器のツベルクリンが使用し盡されるまでこの操作を繰り返して使用してもよい。	
昭和 25 年 2 月	厚生省告示第38号 ○ 百日咳：注射器及び注射筒等は使用前煮沸によつて消毒しなければならない。注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。 厚生省告示第39号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種：注射針は、注射を受ける者一人ごとに消毒した針と取り換えなければならない。	
昭和 26 年 4 月	結核予防法（昭和26年法律第96号）施行	
昭和28年 5 月	厚生省告示第165号 ○ インフルエンザ：注射針の消毒は、必ず被接種者一人ごとに充分に行わなければならない。	昭和29年度 及びその前年度
昭和33年 9 月	予防接種実施規則（昭和33年9月厚生省令第27号） ：注射針、種痘針及び乱刺針は被接種者ごとに取り換えなければならない。	昭和34年度 及びその前年度
昭和34年 1 月	「予防接種の実施方法について」（昭和34年1月21日衛発第32号厚生省公衆衛生局長通知） ：事故発生の場合には、市町村長等に報告書の提出を求める。	昭和34年度 及びその前年度
昭和44年 4 月	（経年変化の比較対象年として設定）	昭和44年度
昭和51年 9 月	「予防接種の実施について」（昭和51年9月14日衛発第726号厚生省公衆衛生局長通知）	昭和52年度 及びその前年度

時期	国からの通知等	本調査における調査対象期間
	：注射針、注射器、接種用さじ等の接種用具はディスposableのものを使用して差し支えないと指導。	
昭和63年 1月	「予防接種等の接種器具の取扱いについて」（昭和63年1月27日健医結発第6号、健医感発第3号厚生省保険医療局結核難病感染症課長、感染症対策室長通知） ：予防接種及びツベルクリン反応検査について、注射針及び注射筒を被接種者ごとに取り替えるよう指導。	昭和63年度 及びその前年度

■この間に市町村合併があった場合、当該期間において記録が保存されているどちらか1つの市町村の状況を記入して下さい。

例) 昭和50年4月にA市とB町が合併し、C市になった場合、合併後のC市については昭和63、52年度の状況を、合併前のA市・B町については、昭和44、34、29、24年度のA市・B町のどちらかの状況を記入して下さい。

■■■ 記載要領 ■■■

(1) 予防接種の実績（1年間）

当該年度1年間の市町村における予防接種の実績について記入して下さい。

①実施形態

予防接種の実施形態について、該当する番号すべてに○をつけて下さい。



【「1 集団接種の実績あり」と回答した場合】。

②集団予防接種等の手技実態

①予防接種の実施形態において、「1 集団接種の実績あり」と回答した場合、集団予防接種等の具体的な手技実態について記入して下さい。

(ア) 注射針、(イ) 注射筒

集団予防接種等を実施した際、注射針・注射筒それぞれについて、被接種者ごとの交換や消毒を実施状況について記入してください。

回答に当たっては、市町村の記録文書（条例、規則、告示、訓令、予防接種の実施要綱、要領、市政総覧、決算書、実績報告書、広報誌等）や外部の記録文書（医師会等の予防接種実施機関が作成・保管している委託契約書等）を確認してください。過去の文書の所在を確認するために、必要に応じて当時の担当者や保健師等やその他の関係者（医師会等）への聞き取りも検討してください。

予防接種法の対象疾患によって手技等が異なる場合には、該当するすべての番号に○をつけて下さい。
文書保存期間を過ぎている年度もあり、負担の大きな作業をお願いして恐縮ですが、本調査の趣旨をふまえて可能な限り確認いただき、できるだけ精度の高いデータを収集できるようご協力をお願いいたします。

(ウ) 実態の確認方法

(ア) 注射針、(イ) 注射筒それぞれについて回答いただく際、当時の状況についてどのような方法で確認を取ったか、該当する番号すべてに○をつけて下さい。

また、「1.市町村の記録文書の検索」、「2.外部の記録文書の検索」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。

(2) 集団予防接種等の実施に関する独自文書の有無（4月1日時点）

当該年度4月1日時点で、集団予防接種等の実施（注射針・注射筒の取替・消毒の手技）について、国の法令・通知等以外に、当該市町村独自に作成した取り決め文書がありましたか。

当該市町村が自ら作成した条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領、その他の関係機関（例：医師

会等の予防接種実施機関)が作成した文書があれば、「1.独自文書がある」に○をつけて下さい。



【「1.独自文書がある」と回答した場合】

お手数ですが、文書1点につき1枚、「文書の詳細把握シート」を記入して下さい。

あわせて当該文書を複写し、シートとあわせてお送り下さい。

集団予防接種等の実施(注射針・注射筒の取替・消毒の手技)に関して盛り込まれている内容に関する部分が確認できれば問題ありませんので、個人や団体が特定される部分を伏せた形でも、該当部分だけを抜粋した形でもかまいません。できる限りご協力をお願いいたします。

(3) 集団予防接種等の手技に関する実態の報告

貴市町村では、管内の集団予防接種等の実施(注射針・注射筒の取替・消毒の手技)状況がどうなっていたか、何らかの方法で実態を把握し、その実態を都道府県へ報告していましたか。



【「1.都道府県に対し自発的に実態を報告していた」、「2.都道府県からの文書等による照会により実態を報告していた」、「3.都道府県に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた」と回答した場合】

お手数ですが、文書1点につき1枚、「文書の詳細把握シート」を記入して下さい。

あわせて当該文書を複写し、シートとあわせてお送り下さい。

当該文書の内容のうち、集団予防接種等の手技(注射針・注射筒の取替・消毒の手技)の実態報告に関する部分が確認できれば問題ありませんので、個人や団体が特定される部分を伏せた形でも、該当部分だけを抜粋した形でもかまいません。できる限りご協力をお願いいたします。

(1) 昭和 63 年度及びその前年度の市町村における予防接種の実績

<p>①実施形態【複数回答可】</p>	<p>1. 集団接種の実績あり 2. 個別接種の実績あり 3. 実績なし 4. 記録がなくわからない</p>	
<p>【集団接種の実績ありの場合】 ②集団予防接種等の手技</p>	<p>(ア) 注射針 【複数回答可】</p>	<p>1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用） 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌） 3. 被接種者ごとにアルコール綿で消毒 4. 被接種者ごとの交換・消毒は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない</p>
	<p>(イ) 注射筒 【複数回答可】</p>	<p>1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用） 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌） 3. 被接種者ごとにアルコール綿で消毒 4. 被接種者ごとの交換・消毒は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない</p>
	<p>(ウ) (ア) (イ) をどのような方法で確認しましたか 【複数回答可】</p>	<p>1. 市町村の記録文書の検索 2. 外部の記録文書の検索 3. 市町村担当者への聞き取り 4. その他の関係者への聞き取り 5. その他（ ） <u>※「1.市町村の記録文書の検索」、「2.外部の記録文書の検索」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</u></p>
<p>③集団予防接種等の実施に関する独自文書の有無【1つに○】</p>	<p>1. 独自文書がある 2. 独自文書はない 3. 分からない <u>※「1.独自文書がある」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</u></p>	
<p>③集団予防接種等の手技に関する実態の報告【複数回答可】</p>	<p>1. 都道府県に対し自発的に実態を報告していた 2. 都道府県からの文書等による照会により実態を報告していた 3. 都道府県に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた 4. その他（ ） 5. （報告義務が無い等の理由により）報告や疑義照会、意見具申のいずれもしなかった 6. 分からない <u>※「1.都道府県に対し自発的に実態を報告していた」、「2.都道府県からの文書等による照会により実態を報告していた」、「3. 都道府県に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</u></p>	

(4) 昭和34年度及びその前年度の市町村における予防接種の実績

<p>①実施形態【複数回答可】</p>	<p>1. 集団接種の実績あり 2. 個別接種の実績あり 3. 実績なし 4. 記録がなくわからない</p>	
<p>【集団接種の実績ありの場合】 ②集団予防接種等の手技</p>	<p>(ア) 注射針 【複数回答可】</p>	<p>1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用） 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌） 3. 被接種者ごとにアルコール綿で消毒 4. 被接種者ごとの交換・消毒は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない</p>
	<p>(イ) 注射筒 【複数回答可】</p>	<p>1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用） 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌） 3. 被接種者ごとにアルコール綿で消毒 4. 被接種者ごとの交換・消毒は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない</p>
	<p>(ウ) (ア) (イ) をどのような方法で確認しましたか 【複数回答可】</p>	<p>1. 市町村の記録文書の検索 2. 外部の記録文書の検索 3. 市町村担当者への聞き取り 4. その他の関係者への聞き取り 5. その他（ ） ※「1.市町村の記録文書の検索」、「2.外部の記録文書の検索」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
<p>③集団予防接種等の実施に関する独自文書の有無【1つに〇】</p>	<p>1. 独自文書がある 2. 独自文書はない 3. 分からない ※「1.独自文書がある」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>	
<p>③集団予防接種等の手技に関する実態の報告【複数回答可】</p>	<p>1. 都道府県に対し自発的に実態を報告していた 2. 都道府県からの文書等による照会により実態を報告していた 3. 都道府県に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた 4. その他（ ） 5. （報告義務が無い等の理由により）報告や疑義照会、意見具申のいずれもしなかった 6. 分からない ※「1.都道府県に対し自発的に実態を報告していた」、「2.都道府県からの文書等による照会により実態を報告していた」、「3.都道府県に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>	

(6) 昭和 24 年度及びその前年度の市町村における予防接種の実績

①施形態【複数回答可】		1. 集団接種の実績あり 2. 個別接種の実績あり 3. 実績なし 4. 記録がなくわからない
【集団接種の実績ありの場合】 ②集団予防接種等の手技	(ア) 注射針【複数回答可】	1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用） 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌） 3. 被接種者ごとにアルコール綿で消毒 4. 被接種者ごとの交換・消毒は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(イ) 注射筒【複数回答可】	1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用） 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌） 3. 被接種者ごとにアルコール綿で消毒 4. 被接種者ごとの交換・消毒は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(ウ) (ア) (イ) をどのような方法で確認しましたか【複数回答可】	1. 市町村の記録文書の検索 2. 外部の記録文書の検索 3. 市町村担当者への聞き取り 4. その他の関係者への聞き取り 5. その他（ ） ※「1.市町村の記録文書の検索」、「2.外部の記録文書の検索」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。
③集団予防接種等の実施に関する独自文書の有無【1つに〇】		1. 独自文書がある 2. 独自文書はない 3. 分からない ※「1.独自文書がある」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。
③集団予防接種等の手技に関する実態の報告【複数回答可】		1. 都道府県に対し自発的に実態を報告していた 2. 都道府県からの文書等による照会により実態を報告していた 3. 都道府県に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた 4. その他（ ） 5. （報告義務が無い等の理由により）報告や疑義照会、意見具申のいずれもしなかった 6. 分からない ※「1.都道府県に対し自発的に実態を報告していた」、「2.都道府県からの文書等による照会により実態を報告していた」、「3. 3.都道府県に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。

II. 昭和 23 年～63 年の集団予防接種等による B 型肝炎の感染可能性が疑われる具体的な事案

(1) 貴市町村では、管内において、昭和 63 (1988) 年 3 月以前に行われた集団予防接種等による B 型肝炎 (ウイルス発見前の血清肝炎を含む) の感染可能性が疑われる具体的な事例について、昭和 63 (1988) 年 3 月以前に把握した記録がありますか。

1. 昭和 63 (1988) 年 3 月以前に把握していた記録がある

→具体的な事例の概要 (時期、地域、規模等) と対応:

2. 昭和 63 (1988) 年 3 月以前に把握していた記録はない

3. 分からない

(2) 貴市町村では、管内において、昭和 63 (1988) 年 3 月以前に行われた集団予防接種等による B 型肝炎 (ウイルス発見前の血清肝炎を含む) の感染可能性が疑われる具体的な事例について、昭和 63 (1988) 年 4 月以降に把握した記録がありますか。上記 1 の設問につき昭和 63 (1988) 年 3 月以前の把握状況を確認する過程で見つかった記録があれば、是非とも記入して下さい。

1. 昭和 63 (1988) 年 4 月以降に把握した記録がある

→ 具体的な事例の概要 (時期、地域、規模等) と対応：

2. 昭和 63 (1988) 年 4 月以降に把握した記録はない

3. 分からない

■■■調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました■■■

文書の詳細把握シート

No.

文書が複数ある場合、1から順に番号を振って下さい↑

現在の市町村名	
文書作成時の市町村名	

1. 文書の作成主体

1 市町村	2 その他 ()
-------	-----------

2. 文書の作成年月

昭和 () 年 () 月

3. 文書等の種類

1 条例	2 規則	3 告示
4 訓令	5 実施要綱、要領	6 その他 ()

4. 当該文書において集団予防接種等の実施（注射針・注射筒の取替・消毒の手技）に関して盛り込まれている内容（〇はいくつでも）

1 注射針を被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品を使用）
2 注射針を被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）
3 注射針を被接種者ごとにアルコール綿で消毒
4 注射筒を被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品を使用）
5 注射筒を被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）
6 注射筒を被接種者ごとにアルコール綿で消毒
7 その他 ()

当該文書を複写し、このシートとあわせてお送り下さい。

当該文書の内容のうち、集団予防接種等の手技（注射針・注射筒の交換・消毒の手技）の実態報告に関する部分が確認できれば問題ありませんので、個人や団体が特定される部分を伏せた形でも、該当部分だけを抜粋した形でもかまいません。できる限りご協力をお願いいたします。

平成 24 年 x 月

集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班

日本公衆衛生協会会長 多田羅浩三

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」 ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、いわゆる B 型肝炎訴訟において、平成 18 年に最高裁にて国の損害賠償責任が認められたことを受け、平成 23 年 6 月に国と原告との間で「基本合意書」が締結され基本的な合意がなされたところです（別紙参照）。

この基本合意書においては、恒久対策の一環として「国（厚生労働省）は、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスへの感染被害の真相究明及び検証を第三者機関において行うとともに、再発防止策の実施に最善の努力を行う」こととされています。本研究班はこの「第三者機関」として設置されたものです（名簿別添）。

この度、本研究班では、B 型肝炎ウイルス感染被害の真相を究明し再発防止策を検討することを目的として、「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」（以下、「本調査」という）を実施いたします。

つきましては、お忙しいところ恐縮でございますが、本調査の社会的意義をご理解いただき、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

調査票は平成 24 年 x 月 x 日（x）までに同封の返信用封筒を用いてご返送いただければ幸いです。

なお、本調査は、全国のすべての都道府県・市町村を対象にお送りさせていただいております。ご回答いただいた内容は全て統計的に処理し、個々の回答内容が公表されることはありません。また、この回答を本調査の目的以外に使用することはありません。

また、本調査については、本研究班より、(株)三菱総合研究所に事務を委託して実施いたします。本調査の実施に関してご不明な点などございましたら、下記の間合せ先までご連絡ください。

敬具

【本件に関するお問合せ先】

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証調査」問合せ先

(株)三菱総合研究所 人間・生活研究本部

〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

TEL : 03-xxxx-xxxx (平日 10 時 00 分～17 時 00 分)

※ 本件お問い合わせにより頂きましたご氏名等の情報につきましては、当該業務終了後、三菱総合研究所が責任をもって廃棄いたします。

◆ 弊社の「個人情報保護方針」「個人情報のお取り扱いについて」をご覧になりたい方は <http://www.mri.co.jp/TOP/privacy.html> をご覧下さい。

B型肝炎訴訟の経緯について

【 先行訴訟 】

- 平成元年、B型肝炎患者ら5名が、集団予防接種における注射器連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したとして、国を提訴。
- 平成12年一審判決では、国側勝訴。平成16年高裁判決では、国側一部敗訴。
- 平成18年6月、最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、1人あたり550万円(慰謝料500万円+弁護士費用50万円)を支払った。



【 現在係争中の訴訟 】

- 平成20年3月以降、先行訴訟の原告と同様の状況にあるとして、全国で国を提訴中。
- 平成22年3月12日(札幌地裁)に、和解協議に入れるか否かについて検討を求められ、5月14日(札幌地裁)に、裁判所の仲介の下で和解協議の席に着く旨を表明。
- 平成23年1月11日及び4月19日に、札幌地裁から和解の考え方(所見)が提示され、それぞれについて原告側が受け入れ、また、政府側も受け入れを表明。
- 平成23年6月28日に、「基本合意書」の締結及び「政府基本方針」の表明
- 平成23年7月29日に、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」を閣議決定。
- 平成24年1月13日に、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」施行。

集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班

委員名簿

◎ 多田羅 浩三	一般財団法人日本公衆衛生協会会長 ※
岩田 太	上智大学法学部教授
及川 馨	日本小児科医会常任理事（予防接種委員会担当）
岡部 信彦	川崎市衛生研究所所長 ※
佐藤 智晶	東京大学政策ビジョン研究センター特任助教
澁谷いづみ	愛知県豊川保健所長 ※
田中 榮司	信州大学医学部内科学第2講座教授
田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授
田中 義信	全国B型肝炎訴訟原告団 ※
手塚 洋輔	京都女子大学現代社会学部現代社会学科講師
新美 育文	明治大学法学部専任教授 ※
梁井 朱美	全国B型肝炎訴訟原告団 ※
渡部 幹夫	順天堂大学大学院医療看護学研究科教授

◎：研究代表者

※：「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」構成員
五十音順・敬称略

平成 24 年〇月〇日

各市町村予防接種担当課 御中

厚生労働省健康局

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」
アンケート調査について（協力依頼）

日頃より予防接種行政におきまして、多大なるご尽力を賜り、ありがとうございます。

B 型肝炎訴訟については、昭和 23 年 7 月 1 日から昭和 63 年 1 月 27 日までの間における集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルス感染被害の拡大を防止しなかったことについて、平成 18 年に最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、平成 23 年 6 月 28 日に、全国 B 型肝炎訴訟原告団及び全国 B 型肝炎訴訟弁護団と国との間で基本合意書が締結されました。

この基本合意書に基づき、過去の集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスの感染被害の真相究明及び検証を行い、この検証結果等を踏まえて再発防止策の提言を行うため、平成 24 年 5 月から、厚生労働大臣による「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」（以下「検討会」と言います。）を開催しています。

この検証に必要な調査等を行うため、検討会の下に第三者機関たる研究班（研究代表者：多田羅浩三・一般財団法人日本公衆衛生協会会長。以下「研究班」と言います。）を設置したところです。

今般、この研究班において、過去の予防接種行政の実施実態を把握するため、各都道府県及び市町村を対象としたアンケート調査を実施します。

この調査は、検討会における検証や今後の予防接種施策の再発防止策の検討に資するものですので、業務多忙の中、誠に恐縮ではございますが、当該調査の趣旨についてご理解をいただき、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本調査では、各自治体から医師会等関係者への聞き取りを行っていただいた上で回答いただく項目もあることを踏まえ、日本医師会に対しても協力依頼を行っておりますので、申し添えます。

（担当室：厚生労働省健康局 結核感染症課 B 型肝炎訴訟対策室）